

昭和 48 年 12 月

昭和 49 年度の税制改正  
に関する答申

税 制 調 査 会



# 目 次

## まえがき

### 昭和49年度の税制改正に関する答申

第一 国 税	2
一 所得税の減税	2
1 基本的な考え方	2
2 改正案の具体的な内容	9
二 法人税負担の適正化	11
1 基本税率の引上げ	11
2 配当軽課制度	12
3 法人の税負担に関する検討	13
三 間接税の整備	13
1 間接税についての考え方	13
2 印紙税	15
3 自動車関係諸税	17
四 租税特別措置の整理合理化	19
五 土地税制の改善	19
第二 地 方 税	20
一 個人住民税の減税	20
二 都市税源の充実	21
1 法人の住民税	21
2 事務所、事業所に対する課税	22
三 固定資産税の軽減合理化	22
四 事業税の減税	23
五 道路財源の充実	23
六 料理飲食等消費税	24
七 電気ガス税	24

## 参考資料

1 改正案による所得税の課税最低限	25
2 改正案による所得税負担軽減状況	26
3 改正案による住民税の課税最低限	28
4 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況	30

## まえがき

- 1 税制調査会は、昭和46年10月7日、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問を受け発足し、審議を続けてきた。その後、昭和46年10月には、その審議の一環として「当面の税制改正に関する答申」を、同年12月には「昭和47年度の税制改正に関する答申」を行い、また昭和47年12月には「昭和48年度の税制改正に関する答申」を、さらに昭和48年1月には「今後の土地税制のあり方についての答申」を行つた。
  - 2 昭和48年度に入つてから、税制調査会は、総会を開催し、学識経験者から税制に関する意見の聴取等を行つた後、我が国の税体系の大宗を占める所得税、法人税及び住民税の負担のあり方について集中的に審議を行い、昭和48年11月には、臨時小委員会を設置し、それまでの審議結果を「臨時小委員会報告」としてとりまとめ、11月16日の総会に小委員長より報告が行わされた。総会において同報告の内容につき、さらに審議を行つたが、なおしばらく経済情勢を十分見極める必要があるとして最終的な結論は保留された。
  - 3 税制調査会は、その後審議の重点を昭和49年度の税制改正に移し、自動車関係諸税や印紙税等の間接諸税や租税特別措置の見直しのための審議を行い、昭和48年12月には、臨時小委員会においてさきの「臨時小委員会報告」の内容をも含め、昭和49年度の税制改正の問題について検討を行つた。
  - 4 昭和49年度の税制改正の問題については、上記臨時小委員会の3回にわたる審議と第41回総会の検討を経て、昭和48年12月21日の第42回総会において「昭和49年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
- 本書は、この答申を印刷に付したものである。



## 昭和 49 年度の税制改正に関する答申

昭和 48 年 12 月 21 日

内閣総理大臣 田 中 角 榮 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

昭和 49 年度の税制改正に当り、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員	○荒 垣 秀 雄	○江 上 フ ジ
	○大 内 幸 夫	岡 村 雅 夫
	河 合 良 一	○木 下 和 夫
	○黒 川 洋	○河 野 一 之
	○小 林 興 三 次	小 山 五 郎
	○斎 藤 誠	○三 枝 佐 枝 子
	瀬 川 美 能 留	○高 橋 長 太 郎
	高 橋 衛	竹 内 義 治
	武 田 亨	○館 龍 一 郎
	○東 畑 精 一	富 沢 輝 雄
	○友 末 洋 治	西 沢 権 一 郎
	長 谷 川 周 重	林 慶 之 助
	堀 越 祯 三	前 川 一 男
	松 尾 金 藏	○松 岡 義 彦
	安 恒 良 一	○山 本 進

なお、檜山廣は途中辞任し、大内幸夫、三枝佐枝子が途中から委員に委嘱された。

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

特別委員	澤 鴻 久 敬	飯 野 利 夫
	金 子 宏	久 下 勝 次
	小 山 路 男	西 山 忠 範
	肥 後 和 夫	水 野 肇



当調査会は、昭和46年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問をうけて発足した。これまでに昭和46年10月、昭和46年12月、昭和47年12月にそれぞれ税制改正に関する答申を行い、また昭和48年1月には土地税制のあり方についての答申を行つた後、本年度に入つてからは我が国の税体系の大宗を占める所得税、法人税及び住民税の負担のあり方について集中的に審議を行い、また、間接諸税等の負担のあり方についても審議を重ねてきた。

我が国の税体系は、経済の急激な成長に伴う国民所得の上昇を反映して、毎年の所得税減税にも拘らず、所得税の比重が年々高まり、国税収入に占めるその割合は40%近くに達している。

今後、福祉社会の建設を目指して社会資本の整備や社会保障の充実等を図るための財政需要の増加に対処するには、国民所得に占める税負担の割合が所得水準の上昇に応じてなだらかに増加せざるを得ないであろうということについては、大方の国民の合意が得られているところである。しかし、その場合においても、所得税に対する依存度があまりに大きくなることは、国民の負担感に与える影響からみれば問題があり、可能な限りこれを避ける工夫が必要であろう。また、活力ある福祉社会にふさわしい安定した生活を築くためには、家計における蓄積の充実を図ることが肝要であり、このような観点からしても、所得税負担を所得水準の向上に対応した適正なものに維持していくように努力すべきであろう。

従つて、中期的な視野に立つて、税体系のバランスを保ちつつ、今後の税負担水準のなだらかな増加に対処していくためには、引き続き所得税の負担の軽減を図るとともに、一方では、法人税負担の適正化、間接税の整備を図るよう配意すべきであると考える。

一方、現段階においては、諸般の要因に基づく根強い物価上昇基調に加え、国際的な石油供給の制限という新たな事態の発生により我が国経済社会をとりまく環境条件は極めて流動的かつ厳しい状況にあるので、この難局を開拓するために、抑制的な財政金融政策の運営が必要であることはいうまでもない。このような状況の下において、昭和49年度の税制改正に当り、前段で述べた考え方方に沿つた所得税の画期的な減税を実施することについては、租税の景気調整機能を重視する立場から疑問であるとする意見も少なくない。しかしながら、最近の物価動向の下では、物価騰貴に伴い国民各階層間の所得分配ひいては税負担の不公平化が進行するおそれが強い。むしろこのような税負担の不公平化を調整するため、事情の許す限り所得税負担の軽減適正化を図るべきであろう。また、減税を実施

するに際しては、その内容が、所得税自体の構造としてバランスのとれたものであることが必要であると考える。

以上のような見地から、昭和49年度には、財政金融政策を通じて全体として抑制的な政策態度を堅持することを基本におきつつ、税制面では、一方で所得税減税の実施に踏切ると同時に、法人税率の引上げ、印紙税及び自動車関係諸税の負担の増加、租税特別措置の整理合理化並びに地方税の負担の適正化を図ることが適當である。

これにより国税、地方税を通じて昭和49年度において1兆1,000億円余の純減税となるよう税負担の調整が行われることとなるが、これと併せて歳出、財政投融資、金融の諸手段を通じ、総需要の抑制、貯蓄の増強等物価の早期安定のため必要な諸施策が総合的に講ぜられるよう特に要望したい。

## 第一 国 税

### 一 所得税の減税

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 課税最低限

我が国の所得税の課税最低限は、累年の引上げにより相当改善されてきており、欧米諸国と比較しても、おおむね遜色のない水準にまで達している。しかしながら、最近における所得水準とくに初任給水準の急激な上昇を反映して、有業人口に占める納税者の割合は逐年増加しつつあり、とくに給与所得者についての納税者割合は、欧米諸国の中でも所得税収の比重が最も高くなっている米国との間に匹敵する程度にまで達している。加えて、最近における所得水準の上昇に伴う消費生活の高度化・多様化の傾向や、消費者物価の動向等を背景として、課税最低限の大幅な引上げを求める声が強い。また、国民の蓄積についても、漸次増加してきているとはいえ、欧米諸国と比較した場合なおかなり低いと考えられることにも配意する必要があろう。

このような事情を考慮すれば、この際、課税最低限をかなり大幅に引上げることが適當である。

##### (2) 人的控除

① 課税最低限を構成する人的控除は、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の3種の控除から成っている。これらの控除の組合せは、欧米諸国でも国によりまちまちである。我が国においては、従来家族の規模に応ずる生計費との関連等を考

慮して、基礎控除に比べ扶養控除の方を低く定めていたが、その後昭和36年度の改正において、所得の稼得に対する配偶者の貢献等を考慮し、配偶者を扶養親族のなかから抜き出して新たに基礎控除と同額の配偶者控除が設けられた。しかし、扶養控除については、依然として基礎控除より低い水準に維持されてきている。

このような考え方は、それなりに意味をもつていたものと思われるが、課税最低限がある程度の水準になつくると必ずしもこれに固執する必要があるとは考えられない。むしろ、現行制度は一般納税者にとつてなじみにくく、これらの控除額を同額とした方がわかりやすいとする考え方をかねてより主張する向きもあつた。

- ② また、従来から教育費その他の特別な支出の家計への影響を重視して、これらについて新規控除を認めよとの要望が強いが、当調査会の従来の答申においてしばしば述べられているように、個別的事情を税制上しん酌するにはおのずから限界があると認められる。結局、これらの要望に実質的に応えるとすれば、扶養控除の大幅な拡充によることが適当であろう。
- ③ 従つて、所得税の課税最低限の引上げに当たり、人的控除の額を本人、配偶者及び扶養親族それぞれ同額とし、納税者に理解しやすい税制を組立てることが適当であろう。
- ④ なお、最近、未成年者あるいは若年勤労者の負担を軽減すべきであるとの声が強いが、このような要望は、初任給水準の急激な上昇を背景として義務教育終了直後の新規学卒者が就職の年から直ちに所得税の納税者となるという事例が多くなつてきているので、少なくともこういう事態は避けるべきではないかという考え方によるものであると思われる。この問題に対処するためには、例えば未成年者控除や世帯主控除といった新規控除を創設することも考えられるが、未成年者控除については、追加的費用をしん酌するというこれまでの人的控除の考え方になじまないという問題があるほか、成年に達する時点で控除が消滅して税負担が増加するという実質的な難点がある。また、世帯主控除は、世帯主の判定をめぐり現実の執行は困難であろう。その意味では、後に述べるように給与所得控除のうちの定額控除制度の改正により、この問題に対処することが適当であろう。

### (3) 給与所得控除

- ① 給与所得控除は、累次の改正によりこの数年間にかなり改善されてきてい

る。しかし、給与所得者の間における所得税の負担感は、依然として解消したとはいせず、引き続きサラリーマン減税を推進する必要があるという意見が強い。所得税の負担軽減に際してとくに給与所得者の負担軽減を中心とすべきであるという主張は、主たる収入である勤務先からの給与が明確に把握され、課税されていることや、最近における納税者の増加傾向がとくに給与所得者について著しいこと等を背景として、給与所得者の負担が相対的に重いのではないかという納税者の実感を反映したものとみてよいであろう。このような納税者の実感に応え、さらに給与所得が他の資産所得等に比し相対的に担税力が弱いということ等も考慮しつつ、この際給与所得者の税負担軽減を重点とした減税を推進するとすれば、給与所得控除の仕組みを基本的に見直し、大幅に拡充するという方式によつてこれを実現することが適當である。

② 給与所得控除の大幅な拡充に当つては、現行の仕組みにつき、次のような改正を加えるのが適當であると考える。

(イ) 現在の定額控除は、給与所得者一般に通ずる共通的な固定経費に着目し基礎控除的に控除を認めるという趣旨から設けられているものであるが、収入のいかんを問わず、まず一定額を控除し、その後で定率控除を適用するという現行の仕組みについては、計算が複雑であつて、個々の納税者にとつて自分の収入から控除されている額がいくらであるのか簡単には計算できないという批判が従来からある。ところで、給与所得控除の大幅な拡充を行うのであれば、全員についてまず一定額を控除するといひ今までの仕組みを存置することがどうしても必要であるとも思われない。むしろ、この際、必要経費の概算控除という性格をより端的に示す趣旨から、定率控除制度一本に統合してはどうかと考える。ただし、その場合には、低額所得階層について、定率で計算した場合の控除額が現行制度による控除額を下回るという問題が生ずるので、これに対処するため、給与収入が小さくても一定額の控除を保証するという従来とは異なる意味の定額控除制度に切替えることが必要となろう。

このような趣旨の新定額控除を設ける場合、収入の低い階層において現行制度に比べ控除額が少なくなることを避けるためには、新しい控除額を少なくとも25万6,000円とする必要があるが、低額所得階層における負担の軽減を重視し、前に述べた未成年者に対する負担軽減の問題や家庭の主婦がパートタイ

マーとして働く場合の配偶者控除の適用要件の問題に対処するという見地から、制度の切替えに当つては、この新定額控除を思い切つて高い水準に決めることが適當であろう。

(ロ) 次に、定率控除の仕組みについては、収入のいかんを問わず、例えば30%というように一定の率による方が単純明快であり理解しやすいという考え方もありえよう。しかし、現行の給与所得控除の割合は、収入の大きさによりかなりの差があるので、かりに一律30%とすると現行制度と比較した負担の軽減度合に大きなアンバランスを生ずることとなる。また、収入が増加するにつれなにかしかの経費が増えてくるとしても、これが収入に比例して増えるというよりは、やはり遞減的に増加すると考えてよいであろう。

このような事情を考慮すれば、給与収入の最初の段階に適用される定率控除の控除率を、まず40%から始め、収入が増加するにつれ30%, 20%, 10%と漸次遞減させることが適當である。

(ハ) また、現行の給与所得控除は、年収616万円を超えると一律76万円でいわゆる頭打ちとなつているが、この頭打ちについては、事業所得者の経費が一定の収入に対応するところで頭打ちになるという考え方がないのに対して、給与所得控除の場合には、勤務に伴う必要経費の概算控除と説明されているにもかかわらず、収入の増加に応じてなにかしかの経費が増加するという事実を反映した仕組みとなつていないのは理論的に不徹底であるという批判がある。ここ数年来定率控除の適用所得階層の上限を逐次引上げてきたのは、このような批判に応えることを念頭においたものではあるが、財源面での制約の下において、中小所得層の負担軽減の度合とのバランスなど諸般の考慮から、その頭打ちとなる収入金額の引上げにとどめざるを得なかつたという経緯がある。

また、諸外国の例をみると、西ドイツでは、所得税の最高税率を53%にとどめ、別途財産税を課税しており、アメリカでは、所得税の最高税率は70%と定められているが、勤労所得については税率を最高50%にとどめているなど、勤労性所得と資産性所得の負担に差異を設けている国が少なくない。

(ニ) このような勤労性所得と資産性所得の負担のバランスの問題については、我が国の場合、現在分離課税となつてゐる種類の所得を今後いかに総合課税の原

則にとり戻していくか、あるいは経常的な財産税を導入するのがよいかどうか等の問題について、まず、検討すべきであろうが、これらの問題について結論を得るには、なお相当の時間を必要とすると思われるので、給与所得控除の仕組みを活用して、両種の所得の実質的な負担の調整を図ることが一つの解決方法であるといえよう。

(イ) 以上のような見地を総合して、給与所得控除の仕組みを基本的に見直すこの機会に、頭打ちを廃止することに踏切つてよいと考える。

#### (4) 税率構造

① 現行の税率構造を、昭和32年に大幅な税率改正が行われた当時の税率構造や昭和43年の長期答申が設定した税率構造と対比してみると、この間の所得水準の向上や物価の上昇等を勘案すれば、税率構造の累進度がかなり強まっている。

また、給与所得者について、所得税と住民税とを総合した限界税率を欧米諸国とのそれと比較してみた場合、年収300万円前後のあたりから、アメリカや西ドイツに比して我が国の方が高くなっているという現状にある。

② 毎年度の改正が諸控除の調整にとどまる場合が多いとしても、長期的には、所得分布や物価水準の変化を勘案しながら何年かに1回は税率構造の見直しを行うことが必要であり、これを怠ると全体としての累進構造を適正に維持しえない結果を招くこととなる。

とくに、税率構造の見直しは、課税最低限のみを引上げる場合に比して負担軽減の度合が中高所得階層において相対的に大きくなることが多いので、税率構造の全面的な見直しを行う機会は、現実問題としては、低所得階層の負担を大幅に軽減する場合に限られることとなろう。

③ 税率構造を審議するに当り、①最低税率、②最高税率、③税率の刻み方及び④税率の適用所得階級区分の幅について次のような検討を加えた結果、今回の税率構造の見直しに際しては、税率の適用所得階級区分を拡大することによつて負担の軽減を図るのが最も適当であるとの結論に達した。

(イ) 課税所得の最初の段階に適用されるいわゆる最低税率は、課税最低限の水準と相当密接な関連を有しているので、課税最低限を大幅に引上げる場合には、それに応じて最低税率を引上げてもよいということも考えられるが、最低税率の引上げは、とくに低額所得階層において、課税最低限の引上げによる負担の軽減

を相当程度減殺することになるという面もあるので、当面最低税率は現行のまま据置くのが適当であろう。

- (ロ) 最高税率については、これをあまり高く定めると所得税のは脱や資産所得の分散を招き、また、貯蓄意欲や投資意欲の阻害要因ともなりかねないという観点からすれば、最高税率をあまり高く定めることには問題があろう。ただ、この点については、課税標準の総合の程度や所得税のほかに経常的な財産税を持つ税制であるかどうかとも関連するので、今後なお長期的に検討を続けていくのが適当であろう。
- (ハ) 税率の刻み方は、昭和43年の長期答申の際審議を尽した結果、課税所得の当初の段階では2%ずつの累進とし、課税所得が大きくなるにつれて逐次3%，4%，5%ずつの累進に改められたところであり、現在とくにこれを改める必要性は認められない。
- ④ 次に、税率適用所得階級区分をどの程度拡大すべきかについて、以下のような検討を行つた。

- (イ) まず、昭和32年の税率構造をその後における物価水準の上昇により修正し、これと現在の税率構造とを照応してみると、課税所得500万円程度までは調整ができているという見方ができる。同様の検討を、昭和43年の長期答申が示している税率構造と対比して行つてみると、おおむね課税所得200万円程度の階層までは一応の調整ができているともいえようが、それを超える階層についてはなお調整が不十分であると見てよいであろう。
- (ロ) 次に、税率適用所得階級区分の見直しに際しては、所得水準の上昇に伴い所得分布がどのように変化してきているかについても配意すべきであろう。例えば、民間給与実態調査によると、昭和31年当時においては、給与収入が200万円を超える者はわずかに9,400人で全体の0.1%に過ぎなかつたのが、昭和47年には約300万人、全体の11%程度に達している。同様に、昭和43年当時においては、給与収入が500万円を超える者は約3万人で全体の0.1%に過ぎなかつたのが、昭和47年には約17万人で全体の0.6%程度に増加している。このように、例えば年収500万円あるいは1,000万円といつても、それぞれの時点におけるその相対的地位はかなり違つてきているということに十分留意しておく必要がある。なお、所得水準の変化を税率構造にどのように反映させる

べきかという点を検討する手がかりとして、給与水準の変化に応じての調整についてもある程度の計数的検討を加えてみたが、所得税の負担は、所得水準の上昇に応じてなだらかに上昇していくべきであるという見地からすれば、給与水準の上昇をそのまま税率の適用所得階級区分に反映させる必然性はないというべきであろう。

(ハ) また、前述のように、税率構造の改正は何年かに一度の機会をとらえて行われるのが通例であるという事情からすれば、税率適用所得階級区分の見直しに当つては、単に過去における物価水準の動向と所得分布の変化を反映させるという観点にとどめるだけでは不十分であろう。

⑤ 以上の検討の結果からすれば、まず、昭和43年の長期答申に示されている税率構造を基礎として、これに物価水準の変化に応ずる調整を加えたところまで現行の税率適用所得階級区分を拡大するという考え方がでてこよう。その意味で、同答申にある税率適用所得階級区分を一律に昭和43年から昭和48年までの消費者物価の上昇率を用いて拡大し、これを現行の税率構造と対比してみると、現行の税率は、昭和46年の改正により部分的な調整が行われているので、課税所得200万円程度以上について現行の税率適用所得階級区分の拡大を行えばおおむね所期の目的を達することができるであろう。

もつとも、これについては、高額所得階層について、このような調整をフルに行うのは適当でないという意見もありえようし、反面、課税所得の小さい階層について、税率の見直しを通じての負担の軽減を全く考えないのは妥当でないという意見もある。

税率構造の見直しの具体案の策定に当つては、このような問題を意識しつつ、さらに、所得分布の変化等にも配意を加える必要があろう。昭和43年の長期答申においてもこれらの事情を総合勘案した結果、当時における1,000万円までの階層について税率の適用所得階級区分の拡大が行われている。今回の改正においても、これとほぼ同様の判断により、現行の税率構造のうち課税所得2,000万円までの部分について税率の適用所得階級区分をおおむね1.5倍にそれぞれ拡大することが適当である。

## 2 改正案の具体的な内容

### (1) 人的控除の引上げ

中小所得者の所得税負担の軽減を図るとともに、教育費その他の特別な支出の家計への影響にも配意しつつ、制度をわかりやすくするという観点から、人的控除を次のとおり引上げる。

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	21万円	24万円
配 偶 者 控 除	21万円	24万円
扶 養 控 除	16万円	24万円

### (2) 給与所得控除の拡充

給与所得者の所得税負担を大幅に軽減するため、給与所得控除の仕組みを改め、次のとおり拡充する。

現 行	改 正 案
定額控除 16万円	
定率控除(定額控除後の収入金額につき)	定率控除(収入金額につき)
150万円まで 20%	150万円まで 40%(最低50万円)
300万円まで 10%	300万円まで 30%
600万円まで 5%	600万円まで 20%
	600万円超 10%
最高限度額 76万円	

### (3) 税率の緩和

所得税の累進構造を適正に維持するため、税率を次のとおり改める。

	現 行	改 正 案
10%	～ 40万円	～ 60万円
12%	40万円 ～ 80	60万円 ～ 120
14%	80 ～ 120	120 ～ 180
16%	120 ～ 160	180 ～ 240
18%	160 ～ 200	240 ～ 300
21%	200 ～ 260	300 ～ 400
24%	260 ～ 320	400 ～ 500

27%	320万円	～ 380万円	500万円	～ 600万円
30%	380	～ 440	600	～ 700
34%	440	～ 500	700	～ 800
38%	500	～ 600	800	～1,000
42%	600	～ 700	1,000	～1,200
46%	700	～ 900	1,200	～1,500
50%	900	～1,200	1,500	～2,000
55%	1,200	～2,000	2,000	～3,000
60%	2,000	～4,000	3,000	～4,000
65%	4,000	～6,000	4,000	～6,000
70%	6,000	～8,000	6,000	～8,000
75%	8,000	～	8,000	～

#### (4) 退職所得控除の引上げ

35年勤務者の場合の退職所得の非課税限度を1,000万円に引上げることを目的に、退職所得控除を次のとおり引上げる。

	現 行	改 正 案
勤続年数 10年まで	1年につき 10万円	20万円
勤続年数 10年超 20年まで	△ 20万円	
勤続年数 20年超 30年まで	△ 30万円	40万円
勤続年数 30年超	△ 40万円	

#### (5) 寄付金控除の改正

寄付金控除については、この際、控除限度を引上げるべきであるとか、いわゆる足切り限度を廃止すべきであるとの意見がみられる。控除限度については、昭和48年度改正において所得の15%から25%に引上げられたところであり、この控除割合は諸外国の制度と比較しても相当の水準にあるといえよう。また、この控除割合をあまり高く定めると、国に納付すべき税金の使途を個人の意志に委ねる結果となり、控除限度をさらに引上げることは適当ではない。

一方、現行の所得の3%又は10万円のいずれか低い額を限度とするいわゆる足切り制度については、種々検討の結果、寄付金控除を一般の納税者になじみやすいものにするためにこれを簡素化することが望ましいとの結論に達した。

## 二 法人税負担の適正化

### 1 基本税率の引上げ

- (1) 法人税の基本税率は、昭和45年度の税制改正により暫定措置として35%から36.75%へと引上げられ、その後適用期限が2年延長されて現在に至っているが、昭和49年4月末には再び期限が到来することとなつていて。また、法人の所得に対する課税対象は法人税のほか法人住民税及び事業税が課されており、これらを総合したいわゆる法人の実効税負担水準は、現在、45.04%(配当割合を30%として計算)となつていて。これは、昭和20年代末期から昭和30年代なかばにかけて50%を超えていたのに比べてかなり低く、米国(51.64%)、西ドイツ(49.05%)、フランス(50%)等主要諸外国の水準をも下まわるものである。
- (2) 我が国の法人税の基本税率は、昭和27年に引上げられた後は昭和45年に暫定措置として引上げられるまで一貫して引下げの方向で推移してきたが、これは我が国企業の体質を改善・強化するためにとられた措置であり、民間企業活動を軸としたその後の急速な経済成長を実現させる大きな支えとなつたものと認められる。本年2月に閣議決定された「経済社会基本計画」によれば、国民の税及び税外負担は、計画期間中(昭和48~52年度)におおむね3ポイント程度上昇せざるを得ないものと見込まれている。これらの事情からすれば、産業基盤の整備が進み国際的にも競争力を備えるに至つた現在、法人に対し応分の税負担を求めて然るべきであると考える。
- (3) 法人税負担の増加を求める場合には、国内における既往の負担水準及び諸外国における負担水準の例が一応の目安になり得ると考えられるので、当面、法人の実効税負担水準をおおむね1割程度引上げることを目途とし、後述の法人住民税の引上げをも勘案しつつ、法人税の基本税率を40%に引上げることが適当である。

なお、我が国経済をとり巻く環境が流動的である現状を考慮し、かつ、後述のように法人の各種の税負担について今後本格的に検討するということを併せ考えれば、今回の法人税の基本税率の引上げを臨時的な措置にとどめてはどうかという意見もあるが、前述のように今回の改正による税率の引上げは、法人の税負担水準を国際的な水準を参考しつつ引上げるという基本的な考え方から出たものであるので、これを臨時的な措置にとどめることは適当でないであろう。また、今後法人税率を経済情勢の変化に応じて弾力的に調整するとの考え方を検討する場合にも、今回の改正後の負担水準を軸として考えるのが適当であろう。

(4) 次に、基本税率の改正に関する意見として、法人税に累進税率ないし多段階税率を導入してはどうかとする意見が出されているが、もともと自然人に所得が最終的に帰属する際に適用されるべきものとして考えられた累進構造は、生産規模、組織、株主構成その他においても多種多様である法人には基本的になじまないものと考える。

なお、多段階税率の問題の一環として中小法人に対する軽減税率をさらに二段階あるいは三段階に区分してはどうかという意見もあるが、このような意見に対しても、上記と同様の理由により、適當とは認めがたい。

(5) ところで、現行制度の下において中小法人に対して適用されている軽減税率は、中小企業に対する特別の政策的配慮から認められているものとして理解すべきものであろう。その意味では、法人税の基本税率を引上げるに際しては、軽減税率をこれに応じて引上げても従前と同様の軽減効果は維持されるとの考え方もあるが、中小企業の現状にかんがみれば、中小法人の軽減税率はこれを据置くとともに、この適用所得の範囲を現行300万円から700万円(ただし、1年間は600万円)に拡大することが適當と考える。

## 2 配当軽課制度

(1) 配当軽課制度については、自己資本の充実という所期の効果をあげていないこと、結果的にみて収益力が低く配当性向の高い一部の大法人に対する軽減税率として機能していること、配当受取法人の段階における各種の調整措置とあいまつて法人税の仕組みをいたずらに複雑にしていること等の理由をあげて批判するものが多い。しかしながら、現に税負担の軽減を受けている程度は個別企業によって差があるので、制度廃止に伴いその税負担に激変をもたらす点を考慮すれば法人税の基本的仕組みに関する結論を得ることなく本制度を一挙に廃止することは適當でない。

(2) 他方、本制度があつたからこそ自己資本比率の悪化は現在程度にくいとめられたのであるとの判断にたつて、配当軽課税率はむしろ配当損金算入の方向で検討すべきであり少なくとも現状のまま維持すべきであるとする意見もあるが、法人税の基本的仕組みに関する結論が得られていない現段階において、基本税率の引上げに伴い配当性向の大小による法人間の負担の格差がこれまで以上にひろがることとなるのは適當でないと考えられる。

(3) 従つて、当面は、4分の1軽課を基本として続けられてきた従来の配当軽課制度の仕組みは存置することとしつつ、基本税率の40%への引上げに対応して配当軽課

税率を30%に引上げるのが適當と思われる。その場合、配当軽課税率の引上げは利益が比較的少ないため配当性向が高くなつてゐる法人に与える影響が相対的に大きいので、経過措置として1年間は28%への引上げにとどめるという措置を講ずることも考慮してよいであろう。

### 3 法人の税負担に関する検討

法人に対する税負担のあり方の問題に関連して、配当軽課制度、受取配当の益金不算入制度あるいは配当控除制度等法人税の基本的な仕組みについて本格的な検討を行うとともに、所得に対する課税にとどまらず土地や償却資産に対する固定資産税等法人の負担に歸する各種の課税についても併せて検討すべきであるとの意見がみられた。

これらの問題については、今後当調査会に特別部会を設けて検討を重ねるべきであろう。

## 三 間接税の整備

### 1 間接税についての考え方

#### (1) 我が国の間接税については

(イ) 課税対象を特定の物品又はサービスに限定する個別消費税制度によつてはいるため、個人消費支出が全体として増加しても課税対象である消費支出が増えるとは限らず、また、課税対象の選択においてもおのづから制約がある。

(ロ) 物品税を除く間接諸税の大部分が従量税であるため、従価税制度の場合と異なり、価格が上昇しても、税額は増加せず、税負担は相対的に低下する。また、この従量税制度は、間接税が消費等に示される担税力に応じて負担を求める建前とする租税であることからも必ずしも適當とは言い難いといつた問題がある。

間接税の国税収入中に占める地位は、このような問題点を要因として、昭和33年度の51%を頂点に以後逐年低下し、昭和47年度では32.3%となつており、米国以外の主要諸国に比しても低い水準にある。

従つて、間接税のあり方を考えるに當つては、経済、社会の推移、消費の態様の変化に適合した課税の実現を図るとともに、間接税の性格、役割からして税体系において適切な地位を維持するよう配意することが必要である。このような観点から、今後における物品やサービスの消費態様の多様化や消費水準の上昇拡大に即応するよう課税対象の選択を一層弾力的に行つていくとともに、これと並行して、一

般消費税への移行に関しても長期的視野でたえず検討を続けておく必要があろうし、また、税率構造の面においても、現在従量税によつているものにつき、従価税へ移行することが具体的に可能かどうか機会あるごとに検討し整備を図つていく必要がある。

- (2) 次に、このような個別消費税制度の下において、特定の税目の負担の増加を求めるることは、その税目の対象となる課税物品の価格の上昇を招くこととなり適当でない場合があろうとする意見があるが、これについては、そのような価格の上昇を通じて需要抑制効果を期待することも場合によつては可能であろうし、とくに、その消費者にある程度の負担の増加を求めてしかるべき税目については、むしろ積極的に負担増を求め、これを通じて全体としての消費抑制、資源節約等に資するよう配慮することが適當と考える。
- (3) 上記の意見に近い考え方方に立つて、生活関連物資の物価対策という見地から、税制においても、例えば砂糖消費税についてその廃止、軽減を行うべきではないかといふ議論がみられる。しかしながら、この点については、特定品目の負担の軽減が直接又は間接に物価引下げに貢献しうる度合いが大きい場合であればともかく、そうでない限り、間接税負担のあり方からしても問題があり、当面これを取上げる必然性はないものと思われる。
- (4) なお、近来における消費態様の変化、物価の推移、さらには最近における資源問題等に関連して、例えば、(イ)物品税を一律に増税してはどうか(ロ)(イ)と別にあるいは併せて、価格が極めて高額な奢侈品(例えば、高級織物、書画、こつとう)の購入に対しては特別の課税を行うべきではないか(ハ)エネルギー多消費物品に対する新規課税又は課税の強化、あるいは、広告に対する課税の新設を行つてはどうか等の意見がある。
- これらの意見についても審議を重ねたが、このような新增税については、その負担の及ぼす影響やこれを具体化した場合の制度上、執行上の各種の問題点について、なお引き続き具体的な検討を加える必要があると考える。
- (5) 間接税について以上のような検討をえた結果、昭和49年度の税制改正においては、印紙税及び自動車関係諸税につき、以下のような改正を行うことが適當であるとの結論を得た。

## 2 印 紙 稅

印紙税は、作成行使される文書の背後に軽度の補完的課税を行うに足る経済的利益ないし補完的担税力が存在する点に着目し、文書の作成行使の事実を課税の機会としてとらえている租税であるとされている。

現行印紙税は、昭和42年度の改正以来据置かれてきたが、このような印紙税の性格、その後における経済取引の推移等を考慮し、かつ、先に述べたような従量税から従価税へという間接税の税率構造に関する一般的考え方からも、この際その税率について、(イ)現在一律の定額課税が行われているもののうち階級定額課税に移行することが適當である売上代金の受取書について階級定額税率の採用(ロ)引き続き一律の定額課税であることが適當であるその他の文書について定額税率の引上げ(ハ)現在階級定額課税が行われている手形、不動産譲渡契約書等について税率の見直し等を行うこととし、税率を次のように改める。

なお、受取書を一律の定額課税から階級定額課税に改めることに伴い、中小企業者の負担を軽減するため、受取書の免税点を3万円未満(現行1万円未満)に引上げる。

号別	課 税 文 書	税 率			
		現 行		改 正 案	
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	契約金額 10万円以下 10万円超	50円 50万円以下 50万円超	10万円以下 10万円超 50万円以下	50円 200円 200円
	(2) 土地権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書	50 100 500 1,000 500 1,000 5,000 5,000	100 500 1,000 2,000 1,000 5,000 1億円以下 1億円超	50 100 500 1,000 500 5,000 1億円以下 1億円超	500 1,000 1,000 3,000円 1万円 1万円 2万円 5万円
	(3) 消費貸借に関する契約書	1,000 5,000	5,000円	1,000 5,000	1,000円
	(4) 運送に関する契約書(用船契約書を含む。)	1,000 5,000 5,000 記載金額のないもの	1億円以下 2万円 50円	1億円以下 1億円超 記載金額のないもの	2万円 50円
2	請負に関する契約書	契約金額 100万円未満 100万円以上 200万円以下 200万円超 300 500 1,000 1,000 5,000 5,000 1億円以下 1億円超 記載金額のないもの	20円 200円 500円 1,000円 2,000円 5,000円 1万円 2万円 20円	契約金額 100万円以下 100万円超 200万円以下 300 500 1,000 1,000 5,000 1,000 5,000 1億円以下 1億円超 記載金額のないもの	50円 200円 500円 1,000円 3,000円 1万円 2万円 5万円 50円
3	約束手形又は為替手形	手形金額 20万円以下	20円	手形金額	

号別	課 税 文 書	税 率			
		現 行		改 正 案	
		20万円超 30 ≈ 50 ≈ 100 ≈ 200 ≈ 300 ≈ 500 ≈ 1,000 ≈	30万円以下 50 ≈ 100 ≈ 200 ≈ 300 ≈ 500 ≈ 1,000 ≈ 5,000 ≈	30円 50円 100円 200円 300円 500円 1,000円 2,000円 3,000円 5,000円 3,000円 5,000円	50万円以下 100万円以下 200円 300円 500円 1,000円 2,000円 3,000円 5,000円 1億円以下 1万円 2万円 50円
		5,000万円超 一覧払等のもの		1億円超 一覧払等のもの	
4	物吊切手	券面金額 1,000円以下 1,000円超 記載金額のないもの	1,000円又は端数ごとに	券面金額 30円 30円 20円	1,000円以下 1,000円又は端数ごとに 記載金額のないもの
5	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	券面相当金額 100万円未満 100万円以上 500 ≈	500万円未満 100円 500円	20円 100万円以下 500万円以下 1,000 ≈	50円 100円 500円 1,000円
6	合併契約書	1,000円	1,000円	1,000円	1万円
7	定 款				
8	継続的取引の基本契約書		200円		1,000円
9	預貯金証書		20円		50円
10	貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券				
11	保険証券				
12	信用状				
13	信託行為に関する契約書				
14	永小作権、地役権、無体財産権の実施権等の設定又は譲渡に関する契約書				
15	債務の保証に関する契約書				
16	賃貸借又は使用賃借に関する契約書				
17	委任状又は委任に関する契約書				
18	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書				
19	物品又は有価証券の譲渡に関する契約書				
20	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書				
21	配当金領収証又は配当金振込通知書				

号別	課 税 文 書	税 率			
		現 行	改 正 案		
22	金銭又は有価証券の受取書	20円	受取金額 50万円以下 50万円超 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000 1億円超 売上代金以外等のもの	50円 100円 200円 300円 500円 1,000円 2,000円 3,000円 5,000円 1億円以下 2万円 50円	
23	預貯金通帳、保険料通帳等	20円			50円
24	1, 2, 16, 18, 19, 22号文書の事項を付込んで証明する通帳	40円			100円
25	判取帳	400円			1,000円

### 3 自動車関係諸税

自動車関係諸税は、従来から主として道路財源との関連で考えられてきたが、とくに第7次道路整備五箇年計画の発足により、利用者負担の観点等からその負担の増加を図つてしかるべきであるとする意見が強くなっている。これに対しては、既に税負担が相当高いのにさらにこれを引上げるのは、自動車が生活の必需品化した現状からすれば大衆課税になりかねないとする意見があり、さらに、石油問題の発生等最近における情勢の変化によりむしろ道路整備計画そのものを見直すべきであるとする意見や、物価上昇につながるので慎重であるべきであるとする意見が出てきている。

しかしながら、これら諸税の負担のあり方については、先に述べたような間接税負担のあり方という税制自体の観点からも負担の適正化を図る必要があると考えられるうえ、現下の社会経済情勢にかんがみれば、資源節約、消費抑制、環境保全といった社会的要請にも十分配慮する必要があろう。

以上を総合勘案すれば自動車関係諸税のうち揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率の引上げを図ることが適當と考える。

なお、自動車重量税については、輸送料金に及ぼす影響を考慮し営業用自動車については引上げるべきでないとする意見がある。これについては、この税の性格からす

れば営業用か否かにより負担に区分を設けることは妥当でないと考えられるが、物価が急激に上昇している現状においては、個別物価対策の見地から何らかの配慮が必要であるとの考え方もあり得よう。

これに加えて、石油の供給見込等今後の道路整備計画の前提となる諸条件が流動的である現段階では、自動車関係諸税の改正を行うとしても、それは、資源節約、消費抑制の観点を重視しつつ、当面の道路整備財源上の要請をも考慮した暫定的な措置にとどめることが望ましいという考え方がある。

以上のような見地から、自動車関係諸税については、昭和49年度及び昭和50年度の2年間の暫定措置として、その税率を次のように引上げることとし、当該期限の経過後、その時点における経済諸情勢並びに道路整備計画及びその進捗状況に照らして改めてこれら諸税の負担のあり方について検討することが適当であろう。

	現 行	改 正 案
(1) 撥 発 油 税	24,300 円/kl	29,200 円/kl
(2) 地 方 道 路 税	4,400 円/kl	5,300 円/kl
(3) 自 動 車 重 量 税		
① 軽自動車以外の自動車		
イ 乗 用 自 动 車		
車両重量 0.5 トンごとに	2,500 円/年	5,000 円/年
ロ 乗用自動車以外の自動車		
車両総重量 1 トンごとに	2,500 円/年	5,000 円/年
(うち総重量 2.5 トン以下の小型貨物自動車)	2,500 円/年	3,500 円/年
ハ 二輪の小型自動車		
1 両につき	1,500 円/年	2,000 円/年
② 軽 自 动 車		
イ 二輪以外の軽自動車		
1 両につき	(届出時) 7,500 円	(車検時) 3,500 円/年
ロ 二輪の軽自動車		
1 両につき	(届出時) 4,000 円	(届出時) 5,000 円

ただし、営業用自動車については現行のまま据置く。

#### 四 租税特別措置の整理合理化

租税特別措置については、個々の政策目的と税制の基本的原則の調和を図るという見地に立つて既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、社会・経済情勢の推移に応じて、隨時弾力的改廃を図るべきである。

このような見地から、産業関連の租税特別措置については、従来からその改廃合理化が推進されてきているところであり、かなりの程度、その実をあげていると認められるが、昭和49年度においても、引き続きその整理合理化なお一層の努力を傾けるべきである。

なお、社会保険診療報酬課税の特例の是正については、かねて当調査会に特別部会を設けて検討を進めており、別途答申することとする。

#### 五 土地税制の改善

(1) 土地税制については、昭和48年度の改正において法人の土地譲渡益重課制度及び特別土地保有税制度の創設、固定資産税の評価額課税の徹底等の措置を講じたところである。土地問題に関し税制の果すべき役割については、当調査会としても、昭和43年7月の「土地税制のあり方についての答申」、昭和43年12月の「昭和44年度の税制改正に関する答申」及び昭和48年1月の「今後の土地税制のあり方についての答申」において重ねて慎重な検討を行つたところであるが、当調査会の基本的な考え方は、土地政策全般において土地税制の果しうる役割は補完的・誘導的なものにとどまるものであり、ある程度の私権制限を伴う土地の利用規制等総合的な土地政策を確立することなしに税制上の施策によつて土地問題の解決を図ろうとしても、その効果にはおのずから限界がある、ということであつて、この立場は今日に至るまで変わっていない。

最近に至り、税制以外の土地対策として、国土総合開発法案、都市計画法改正法案が国会に提出されるに至つては、土地税制の環境条件が整備されたというにはほど遠い状態にあると考えられる。従つて、土地問題について新しい税制上の措置を考える前に、まずその前提となる土地に関する諸制度の整備を図ることが肝要であると考えられる。

(2) なお、個人の長期保有土地の譲渡所得に対する分離課税については、税負担の公平という観点から、昭和50年末の期限到来を待たずに廃止してはどうかとする意見が少なくない。

しかしながら、昭和43年7月の「土地税制のあり方についての答申」においてこの制度が導入された経緯等をふり返つてみると、(イ)政策目的としては、税負担の公平

を犠牲にしても、住宅用地確保のため、大量の土地供給の促進を図ることが最優先と考えられていたのであり、また、(iv)この税制施行後、当初の意図に反して、この税制を契機とし、かつ、他の要因も重なつて法人の異常な土地取得が行われたことについては、昭和48年度の税制改正で法人の 土地譲渡益重課制度等所要の措置が講じられており、さらに、(v)そもそも、所得税法の本則により長期譲渡所得の2分の1に対し超過累進課税を行うことが、土地の小口切売り、超過累進課税を口実とする売買価格の不当な引上げを招く傾向があるのに対し、分離比例課税という簡明な制度によつてこれを解決しようとするにかなりの重点がおかれていた、という諸点を併せ考えれば、本制度を期限到来前に、あるいは期限の到来を待つて、廃止しようとする場合には、その後における長期保有土地の譲渡益に対する所得税の課税方式として、現行の特別措置に代るより良き制度を探求する努力が重ねられるべきであろう。その意味では、本制度については期限到来後どのような課税方式をとるのが最も妥当であるか、ということについて総合的な検討に基づく判断が必要であり、差当り、制度の期限到来までの期間を利用して、慎重な検討を続けることが適当と考えられる。

## 第二 地 方 税

### 一 個人住民税の減税

- (1) 住民税については、地域社会の費用について住民の負担能力に配慮しつつできるだけ広くその負担を求めることが必要であり、市町村ごとの納稅義務者数が著しく少ない市町村が増加することには問題があると考えられる。しかしながら、最近における物価水準の上昇等からみて、地方財政の状況等を考慮しながら、住民負担の軽減合理化を図るべきであり、とくに所得税における減税に見合つて所得税のいわゆる控除失格者であつて住民税の所得割を負担する者に対する住民税の軽減を図る必要がある。
- (2) このような見地から住民税の課税最低限のあり方については、先に述べた所得税の給与所得控除の拡充の結果として翌年度以降の住民税の課税最低限が自動的に引上げられることとなる点を考慮しながら、住民税の人的控除を逐次引上げることにより、所得税の課税最低限の動向を勘案しつつ、住民税の課税最低限を引上げて行くことが適当である。
- (3) その際、課税最低限を構成する人的控除である基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額については、所得税においてこれらの控除額を均一にするという考え方に対応し

て、住民税についてもこれらの控除額を一致させることを目途として、控除額の差を逐次縮小していくことが適当であろう。

- (4) なお、所得割の税率については、昭和48年度においてその緩和措置を講じたところであるが、納税者の税負担の状況を勘案し、上述のような所得税の課税最低限の引上げに関連して行う住民税の課税最低限の引上げが終了する時期を目途に税率のあり方について検討する必要がある。
- (5) また、個人の均等割については、昭和26年以来その税率が据置かれてきているが、この際均等割を廃止すべきであるという意見がある一方、その後の経済の動向等からみて税率の引上げを図るべきであるという意見がある。また、課税最低限の引上げによつて所得割の納税義務者が著しく減少する市町村も生ずること等にかんがみ、均等割によつてある程度の負担を求める方法を検討すべきであるとの意見もある。均等割については、これらの意見を勘案しながら、課税最低限の引上げの動向とも関連して新しい考え方をとり入れて検討を進める必要がある。
- (6) 以上のような考え方に基づき、昭和49年度においては、昭和48年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによる負担の軽減のほか、次のとおり所得控除の引上げの措置を行うものとする。

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	16万円	18万円
配 偶 者 控 除	15万円	18万円
扶 養 控 除	12万円	14万円

## 二 都市税源の充実

最近、住民福祉の向上のために都市施設の整備、福祉行政の充実等市町村とくに都市の財政需要は著しく増大している。一方、市町村の税収入は法人所得課税の市町村の課税割合が少なく、税収入中に占める比重が低いことも一つの原因となつて財政需要の増加に伴わず、このため、市町村の歳入中に占める税収入の割合は著しく低下しており、このような状況に対処するためには次のとおり都市財源を充実強化する必要があると認められる。

### 1 法人の住民税

前述したとおり、法人負担の現況にかんがみ、当面国税及び地方税を通じて法人の実効税負担水準をおおむね1割程度引上げることが適当であると考えるが、上記の事情

を考慮すれば、この際とくに都市税源の充実を図るため、法人税率の引上げに伴う增收のほかに市町村民税法人税割の税率の引上げを図ることとすべきである。

なお、この場合においては、都市財源の充実の緊要性にかんがみ、法人税の税率の引上げに伴う增收分は市町村の税源となるよう道府県民税法人税割の税率の調整を行うことが適当である。

このため、市町村民税法人税割の税率を 12.1 % (現行 9.1 %) に引上げるとともに、道府県民税法人税割の税率に調整を加え 5.2 % (現行 5.6 %) とする。

## 2 事務所、事業所に対する課税

大都市地域における人口、企業等の集中に伴う財政需要の増大にかんがみ、大都市地域の再開発に必要な財源を確保するため、これらの地域に所在する事務所、事業所に対する一定の課税標準による新税を創設することについて引き続き検討すべきである。

## 三 固定資産税の軽減合理化

(1) 宅地等に係る固定資産税については、従来の負担調整措置に伴つて生じていた税負担の不均衡を是正し、保有課税の適正化を図るために、昭和 48 年度の評価替えを機会に、住宅用地の課税標準を評価額の 2 分の 1 の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和 50 年度から評価額を基礎として課税することとされたところである。しかしながら、昭和 48 年度の税制改正により土地相互間の税負担の不均衡ができるだけ縮小する趣旨から評価額に対する課税標準額の最低限度を定めることとしたため、大都市周辺等に所在する土地で評価額が著しく上昇したものについては、税負担がかなり上昇する状況となつた。これらの事情にかんがみ、住民の日常生活に最小限必要と認められる小規模の住宅用地の税負担をさらに軽減するとともに、個人の所有する非住宅用地の税負担を緩和する必要があると認められるので、当面、次の措置を講ずることが適当である。

①(イ) 200 平方メートル以下の住宅用地(200 平方メートルを超える住宅用地については、200 平方メートルまでの部分。以下「小規模住宅用地」という。)については一般住宅用地の 2 分の 1 (評価額の 4 分の 1 )の額を課税標準とする特例を設ける。

(ロ) 昭和 49 年度及び昭和 50 年度に限り、小規模住宅用地の税額は、(イ)によつて算定した税額が当該小規模住宅用地の昭和 48 年度の税額を超えるときは、当該昭和 48 年度の税額とする。

- ② 個人の所有する非住宅用地については、昭和49年度及び昭和50年度に限り、その税額は現行制度による税額が当該土地の前年度の税額の1.5倍を超えるときは、前年度の税額の1.5倍の額とする。ただし、このような措置により、評価額に対する課税標準額の割合が極めて低い水準となる土地が生ずることは適当でないので、昭和49年度において前年度の税額の1.5倍の額が評価額に基づく税額の100分の30の額に満たないときは100分の30の額とし、昭和50年度において前年度分の税額の1.5倍の額が評価額に基づく税額の100分の60の額に満たないときは100分の60の額とする。
- (2) 土地に係る固定資産税の負担のあり方については、今後における地価の推移等をも勘案しながら、昭和51年度の評価替えの際に基本的な検討を行うべきである。また、償却資産に対する課税について見直すべきであるという意見があるが今後法人に係る税負担のあり方との関連において総合的に検討すべきものと考える。
- (3) 市街化区域内に都市計画上の生産緑地の制度を設け、生産緑地に指定された市街化区域農地については一般農地と同様の課税を行うべきであるとする意見がある。この点については、都市計画法上の生産緑地の制度が設けられる場合に、その具体的な内容に即して生産緑地に指定された市街化区域農地の税負担の軽減について検討すべきである。
- (4) 現在、発電所については、課税標準の特例措置が講じられているが、発電所の立地の円滑化に資する等の見地から特例措置を廃止又は縮小することが適当である。

#### 四 事業税の減税

- (1) 個人事業者の税負担の現状にかんがみ、その軽減を図る必要があると認められるので、事業主控除を150万円(現行80万円)に引上げる。
- (2) 中小法人の負担の軽減を図るため、法人事業税の軽減税率の適用所得の範囲を次のように改める。

税 率	現 行	改 正 案
6 %	150万円以下	350万円以下(ただし1年間は300万円以下)
9 %	150万円を超え 300万円以下	350万円を超え(ただし1年間は300万円) 700万円以下(円を超えて600万円以下)

#### 五 道路財源の充実

最近における自動車交通の普及に伴つて、地方道とくに市町村道の整備が強く要請されているが、一方、地方道路事業費に占める道路目的財源の比率が低い現状にかんが

み、地方道路財源の拡充を図る必要があると考えるので、自動車関係諸税に関連して既に述べた事情をも総合的に勘案のうえ、自動車取得税の税率を5%(現行3%)に引上げることが適当であると考える。この場合、営業用自動車及び軽自動車については、輸送料金に及ぼす影響等を考慮して、現行のままに据置くことも止むを得ないと考える。また、この改正との関連において、低額な車両を取得する場合の負担の軽減を図るため、免税点を30万円(現行15万円)に引上げることが適当であると考える。

なお、軽油引取税の税率を引上げるべきであるとする意見があるが、その輸送料金に与える影響等を考慮し、現行のまま据置くことが適当であると考える。

おつて、以上の措置は、前述した国税の自動車関係諸税におけると同様の趣旨により、昭和49年度及び昭和50年度の2年間の暫定措置とし、当該期限の経過後改めて検討することが適当である。

## 六 料理飲食等消費税

料理飲食等消費税の負担の軽減を図るため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除を1,500円(現行1,000円)に引上げることが適当である。

## 七 電気ガス税

電気ガス税については、電気とガスの消費の実態等の差異にかんがみ両者を分離するものとし、ガスに対する課税について税率を5%(現行6%)に引下げるとともに、一般家庭用の電気ガスに対して課する電気・ガス税の負担の軽減を図るため免税点について電気に係るものにあつては1,200円(現行1,000円)に、ガスに係るものにあつては2,700円(現行2,100円)に引上げる。

## 參 考 資 料



## 1 改正案による所得税の課税最低限

家族の構成 区分		独 身 者	夫 婦 者	夫婦子 1 人	夫婦子 2 人
現 行	昭 和 48 年 分	千円 439	千円 710	千円 916	千円 1,121
	平 年 分	451	725	987	1,149
改正案	昭 和 49 年 分	705	950	1,181	1,507
	平 年 分	778	1,031	1,309	1,707

- (備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。  
 2 昭和49年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算してある。  
 3 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

2 改正案による所得税負担軽減状況

区 分		給与の収入金額	50万円	100万円	150万円
独 身 者	現 行 改 正 案	昭和48年分 (A)	円 (0.89) 4,495	円 (4.31) 43,108	円 (5.98) 89,720
		平年分 (B)	(0.72) 3,645	(4.20) 42,088	(5.82) 87,412
		昭和49年分 (C)	—	(2.80) 28,000	(4.60) 69,100
		平年分 (D)	—	(2.10) 21,000	(3.90) 58,500
		昭和49年分 (E)=(A)-(C)	4,495	15,108	20,620
		平年分 (F)=(B)-(D)	3,645	21,088	28,912
		昭和49年分 (E)/(A)	100.0	35.0	23.0
		平年分 (F)/(B)	100.0	50.1	33.1
		昭和48年分 (A)	—	(2.18) 21,840	(4.30) 64,574
		平年分 (B)	—	(2.07) 20,740	(4.14) 62,212
夫 婦 者	現 行 改 正 案	昭和49年分 (C)	—	(0.47) 4,750	(2.91) 43,675
		平年分 (D)	—	—	(2.30) 34,500
		昭和49年分 (E)=(A)-(C)	—	17,090	20,899
		平年分 (F)=(B)-(D)	—	20,740	27,712
		昭和49年分 (E)/(A)	—	78.3	32.4
		平年分 (F)/(B)	—	100.0	44.5
		昭和48年分 (A)	—	(0.63) 6,340	(3.06) 45,974
		平年分 (B)	—	(0.47) 4,740	(2.86) 43,012
		昭和49年分 (C)	—	—	(1.43) 21,500
		平年分 (D)	—	—	(0.70) 10,500
夫 婦 子 一 人	現 行 改 正 案	昭和49年分 (E)=(A)-(C)	—	6,340	24,474
		平年分 (F)=(B)-(D)	—	4,740	32,512
		昭和49年分 (E)/(A)	—	100.0	53.2
		平年分 (F)/(B)	—	100.0	75.6

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
円 (7.59) 151,864	円 (10.41) 312,576	円 (15.50) 775,030	円 (20.99) 1,469,350	円 (28.07) 2,807,950
(7.41) 148,384	(10.20) 306,229	(15.25) 762,850	(20.70) 1,449,400	(27.83) 2,783,800
(5.60) 112,187	(7.17) 215,125	(10.56) 528,037	(13.93) 975,747	(19.07) 1,907,275
(4.86) 97,200	(6.22) 186,600	(9.07) 453,600	(11.94) 836,400	(16.30) 1,630,400
39,677	97,451	246,993	493,603	900,675
51,184	119,629	309,250	613,000	1,153,400
26.1	31.2	31.9	33.6	32.1
34.5	39.1	40.5	42.3	41.4
(6.09) 121,831	(9.01) 270,572	(14.25) 712,780	(19.86) 1,390,500	(27.12) 2,712,500
(5.92) 118,436	(8.82) 264,682	(14.02) 701,065	(19.56) 1,369,600	(26.87) 2,687,200
(4.16) 83,200	(6.02) 180,675	(9.52) 476,005	(12.98) 908,775	(18.21) 1,821,250
(3.42) 68,400	(5.10) 153,000	(8.11) 405,600	(11.12) 778,800	(15.48) 1,548,800
38,631	89,897	236,775	481,725	891,250
50,036	111,682	295,465	590,800	1,138,400
31.7	33.2	33.2	34.6	32.9
42.2	42.2	42.1	43.1	42.4
(5.00) 100,131	(8.08) 242,672	(13.41) 670,852	(19.02) 1,331,600	(26.41) 2,641,200
(4.80) 96,036	(7.86) 235,882	(13.15) 657,865	(18.69) 1,308,800	(26.13) 2,613,600
(2.86) 57,325	(4.95) 148,775	(8.58) 429,475	(12.14) 850,475	(17.39) 1,739,850
(2.15) 43,000	(4.04) 121,200	(7.24) 362,400	(10.30) 721,200	(14.67) 1,467,200
42,806	93,897	241,377	481,125	901,350
53,036	114,682	295,465	587,600	1,146,400
42.7	38.7	36.0	36.1	34.1
55.2	48.6	44.9	44.9	43.9

家族の構成		給与の収入金額		50万円	100万円	150万円
		区分		円	円	円
夫婦二人	配偶者扶養親族 2人	現行	昭和48年分(A)	—	—	(1.96) 29,478
		平年分(B)	—	—	—	(1.76) 26,510
		改正案	昭和49年分(C)	—	—	—
		平年分(D)	—	—	—	—
		軽減額	昭和49年分(E)=(A)-(C)	—	—	29,478
		平年分(F)=(B)-(D)	—	—	—	26,510
		軽割減合(%)	昭和49年分(E)/(A)	—	—	100.0
		平年分(F)/(B)	—	—	—	100.0

- (備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。
- 2 昭和49年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算してある。
- 3 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。
- 4 ( )内は、収入金額100円当りの税額である。

### 3 改正案による住民税の課税最低限

(給与所得者)

扶養家族の数 区分	扶養家族の構成			
	0人	1人	2人	3人
現行(A)	353,271	552,810	706,910	865,766
改正案(B)	403,258	643,610	829,333	1,016,000
引上げ額(A)	49,987	90,800	122,423	150,234

(備考) 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
円 (3.98) 79,798	円 (7.15) 214,772	円 (12.58) 629,002	円 (18.18) 1,272,700	円 (25.69) 2,569,900
(3.78) 75,688	(6.90) 207,184	(12.29) 614,665	(17.82) 1,248,000	(25.40) 2,540,000
(1.72) 34,500	(3.97) 119,375	(7.73) 386,575	(11.31) 792,175	(16.58) 1,658,450
(0.95) 19,000	(3.08) 92,400	(6.38) 319,200	(9.48) 663,600	(13.92) 1,392,000
45,298	95,397	242,427	480,525	911,450
56,688	114,784	295,465	584,400	1,148,000
56.8	44.4	38.5	37.8	35.5
74.9	55.4	48.1	46.8	45.2

#### 4 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況

(給与所得者)

税 収入金額 目	家族の構成	独 身 者				夫 婦 者			
		現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合	現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合
50 万円	県	2,209	1,449	760	34.4	—	—	—	—
	市	2,209	1,449	760	34.4	—	—	—	—
	計	4,418	2,898	1,520	34.4	—	—	—	—
100 万円	県	9,720	8,960	760	7.8	6,720	5,360	1,360	20.2
	市	11,580	10,440	1,140	9.8	7,080	5,360	1,720	24.3
	計	21,300	19,400	1,900	8.9	13,800	10,720	3,080	22.3
150 万円	県	17,960	16,633	1,327	7.4	14,960	13,033	1,927	12.9
	市	28,900	25,584	3,316	11.5	21,920	18,067	3,853	17.6
	計	46,860	42,217	4,643	9.9	36,880	31,100	5,780	15.7
200 万円	県	26,460	24,905	1,555	5.9	23,460	21,305	2,155	9.2
	市	52,380	47,715	4,665	8.9	43,380	37,262	6,118	14.1
	計	78,840	72,620	6,220	7.9	66,840	58,567	8,273	12.4
300 万円	県	59,860	55,349	4,511	7.5	53,860	48,149	5,711	10.6
	市	115,255	107,360	7,895	6.9	104,755	94,760	9,995	9.5
	計	175,115	162,709	12,406	7.1	158,615	142,909	15,706	9.9
500 万円	県	136,400	130,244	6,156	4.5	130,400	123,044	7,356	5.6
	市	267,400	253,549	13,851	5.2	253,900	239,088	14,812	5.8
	計	408,800	383,793	20,007	5.0	384,300	362,132	22,168	5.8
700 万円	県	216,400	208,400	8,000	3.7	210,400	201,200	9,200	4.4
	市	449,000	429,400	19,600	4.4	434,000	413,200	20,800	4.8
	計	665,400	637,800	27,600	4.1	644,400	614,400	30,000	4.7
1,000 万円	県	336,400	328,400	8,000	2.4	330,400	321,200	9,200	2.8
	市	749,000	729,000	20,000	2.7	734,000	711,000	23,000	3.1
	計	1,085,400	1,057,400	28,000	2.6	1,064,400	1,032,200	32,200	3.0

夫 婦 子 1 人				夫 婦 子 2 人			
現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合	現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合
円	円	円	%	円	円	円	%
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
4,320	2,560	1,760	40.7	1,920	—	1,920	100.0
4,320	2,560	1,760	40.7	1,920	—	1,920	100.0
8,640	5,120	3,520	40.7	3,840	—	3,840	100.0
12,560	10,233	2,327	18.5	10,160	7,433	2,727	26.8
17,120	12,467	4,653	27.2	12,320	8,150	4,170	33.8
29,680	22,700	6,980	23.5	22,480	15,583	6,897	30.7
21,060	18,505	2,555	12.1	18,660	15,705	2,955	15.8
36,650	30,262	6,388	17.4	30,650	23,410	7,240	23.6
57,710	48,767	8,943	15.5	49,310	39,115	10,195	20.7
49,060	42,549	6,511	13.3	44,260	36,949	7,311	16.5
96,355	84,960	11,395	11.8	87,955	75,160	12,795	14.5
145,415	127,509	17,906	12.3	132,215	112,109	20,106	15.2
125,600	117,444	8,156	6.5	120,800	111,844	8,956	7.4
244,200	227,888	16,312	6.7	234,600	216,688	17,912	7.6
369,800	345,332	24,468	6.6	355,400	328,532	26,868	7.6
205,600	195,600	10,000	4.9	200,800	190,000	10,800	5.4
423,100	400,600	22,500	5.3	412,300	388,000	24,300	5.9
628,700	596,200	32,500	5.2	613,100	578,000	35,100	5.7
325,600	315,600	10,000	3.1	320,800	310,000	10,800	3.4
722,000	697,000	25,000	3.5	710,000	683,000	27,000	3.8
1,047,600	1,012,600	35,000	3.3	1,030,800	993,000	37,800	3.7

(大藏省印刷局製造)